

## 路上喫煙禁止条例の制定に向けた検討について

### ■趣旨

本市では、市民、事業者及び市が協働してまちをきれいにし、快適で安全な生活環境を確保することを目的として、「生駒市まちをきれいにする条例」を平成23年1月から施行しました。

この条例には、ポイ捨て防止の観点から『喫煙の制限』を規定し、「吸い殻入れが設置されている場合等を除き喫煙をしてはならない」また、「歩行・自転車により移動しながら喫煙しないよう努めなければならない」とし、マナーの向上に取り組んできました。

この条例による取組により、ポイ捨て防止には一定の効果は見られるものの、吸殻の散乱が目立ち、さらには歩きながらの喫煙による火傷の危険や受動喫煙による健康の被害も懸念されています。

このような問題を防止することにより、喫煙する人とならない人がお互いに心地よく過ごせる環境をつくるため、路上の喫煙を禁止する条例の制定に向けて検討を行います。

### ■制定の基本的な考え方（案）

市民等の責務として路上喫煙を規制し、また市民・事業者及び市が協働して被害等の防止に取り組むべきルールを定めるため、「まちをきれいにする条例」と独立した新たな条例の制定を視野に入れた検討を以下の視点で実施します。

#### ○市全域での路上喫煙の禁止を前提に検討

市内全域の屋外の公共の場所での喫煙を禁止する方向で検討を行います。

#### ○地区を指定した規制（重点禁止区域）の検討

路上喫煙による影響が特に大きいと見込まれる地区（駅前など）の指定と重点的な対策の検討を行います。

#### ○違反行為への罰則の検討

上記の重点禁止区域での罰則の適用の検討を行います。

### ■検討の体制

- ・様々な対場から幅広いご意見をいただくため、「(仮称) 生駒市路上喫煙の防止対策懇話会」を開催し、条例の策定に向けた素案等の検討を行います。
- ・懇話会の参加者は、学識経験者・関係団体の代表者・市民公募等の8名程度とします。
- ・素案を取りまとめ後、パブリックコメント手続きを実施し、市民の意見を把握します。
- ・検討の中間段階・最終取りまとめ前等に、環境審議会に経過を報告します。

## ■スケジュール概要（案）

6月	市の管理公共施設における受動喫煙防止対策の通知
7月	懇話会の開催・検討開始（5～6回程度開催）
2月	環境審議会に素案の報告
3月	市議会への周知・パブリックコメント手続
5月	環境審議会に条例案を報告
6月	議会に条例案を上程